

2022年7月15日

意見陳述書

原告 森 一敏

原告の森 一敏と申します。小学校の教員から政治活動に転身し、この3月まで金沢市議会議員を務めました。この間ずっと、核およびその商業利用である原子力発電は人類と共存し得ないと考え行動してきました。その立場から思いの一端を陳述いたします。

私が最初に原子力発電の問題に目を啓かされたのは、関西電力大飯原発3・4号炉建設計画に伴う公開ヒアリングでした。そのとき1984年、すでに石川県でも当時は能登原発と呼ばれていた志賀原発の建設に反対する住民運動がたたかわれておりました。県教組や県評青年部の学習会、現地での住民との交流などを通じて問題意識が芽生えていた私は、この公開ヒアリング阻止闘争に参加しました。今も印象に残っているのは、地域が賛成・反対で大きく割れる中、建設への一里塚として強行される公開ヒアリングとは一体何なのかということでした。平服で素手の私たちに立ちはだかったのは、ジュラルミンの盾と警棒などで重装備した機動隊の隊列でした。指令が飛んで機動隊員は盾をかざして割って入り、再三参加者をごぼう抜きにしようとしています。私たちはスクラムを組み、身を挺して必死に仲間を守ります。結局このとき福井県内からの参加者4人が公務執行妨害で逮捕留置されたと記憶しています。この体験から、私は一民間電力会社の電気事業にこれほどの警察力を動員する原発とは、「権力」そのものであることに気づかされたのです。

時は流れ2012年。過酷事故以前の東京電力福島原発の安全管理のずさんさを許さなかった佐藤栄佐久元福島県知事を金沢にお呼びしたとき、元知事は原発に絡む経済利権と国家権力の複合体を「原子力帝国」と表現されました。講演の中で、チェルノブイリ20周年に欧州地方自治体会議で採択された「スラヴィティチ宣言」の5原則、とりわけ地方・地域自治体の不可欠な役割を引いて、「住民の命と暮らしを尊重する分権と自治の社会的力があつたら、事故は防げたかもしれない」と語られたことが印象に刻まれています。

大飯原発3・4号炉に2014年、福井地方裁判所の樋口英明裁判長は画期的な再稼働

差止め判決を言い渡しました。福島原発事故後初の差止め判決でした。訴訟指揮は原告の意見陳述にもよく耳を傾け、わずか1年3か月、8回の口頭弁論で再稼働差止めの判決を出したと伝えられています。その判断の画期性は、生存を基礎とする人格権が最高の価値を持つことを^よ拠って立つべき解釈指針とした上で、「一般人の常識」とも合う判断を示した点にあると評価されています。いくつか引用します。

「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになった。原子力発電所の稼働は経済活動の自由（憲法22条1項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。しかるところ、…(中略)…かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は…(中略)…少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である」「福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる」

このように述べて、原子力規制委員会の審査の結果を待たずに、それに先駆けて判断したのです。経済的利益に対置して、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であるとした独自の国富論は、私も含め、多くの共感を呼びました。

この判決に接し、私が思い起こしたのは、福島原発事故直後の2011年7月に脱原発法を制定し、原発の廃炉と再生可能エネルギー転換に本格的に乗り出したドイツの選択です。当時のメルケル首相に法案提出の決断を促したのは、ドイツ倫理委員会でした。委員会のメンバーである社会学者や哲学者、宗教関係者たちは、「福島原発事故の結果、原子力リスクの分析を技術者だけに任せることは間違いであることがわかった。原子炉事故の影響は地域的、時間的、社会的に限定できないので、リスクを正しく予想することが極めて困難。したがって、原子炉を出来るだけ早く廃止して、よりリスクの少ないエネルギー源によって代替するべきだ」と政府に勧告したのです。

私が2012年2月に訪れたブランデンブルグ州では、この理念に沿って再生可能エネルギー普及拡大の自治体政策が展開され、農業集落がエネルギー村としてこれまでにない富の地域循環を実現していました。ロシア・ウクライナ戦争によるエネルギー^{ひっばく}逼迫から脱原発を見直す国が出ている中、ドイツは脱原発路線を堅持し、再生可能エネルギー拡大をさらに加速化させる方針を明らかにしています。

先に挙げた佐藤栄佐久元福島県知事は「3.11事故は文明論、哲学の問題として捉えねばならない。科学技術は進歩したが、科学でやれることとやってはいけないことを区別しなければならない」とも述べています。司法の責務とは、脱原発法を導いたドイツ倫理委員会に通じるのではないのでしょうか。

近年では、避難計画では住民を守れないと東海第二原発の再稼働を認めなかった水戸地裁判決、津波対策が不十分と泊原発の再稼働を認めなかった札幌地裁判決が「一般人の常識」とも合う判断を下し、司法の独立性を示しています。

私はこの金沢地裁で、志賀原発2号機の差止め判決の言い渡しに傍聴人として立ち会っています。2006年のことです。「被告の想定を超える地震に起因する事故によって許容限度を超える放射性物質が放出された場合、周辺住民の生命、身体、健康に与える悪影響は極めて深刻であるから、周辺住民の人格権侵害の具体的危険は受忍限度を超えているというべきである」この判決は、原子炉において地震が原因で最悪の事故が生じた想定した場合は、原告らのうち最も遠方の熊本県に居住する者についても、許容限度である年間1ミリシーベルトをはるかに超える被ばくの恐れがあるとして、全ての原告に具体的危険を認めました。

この金沢地裁判決はその後逆転されはしましたが、切り拓いた地平はドイツ倫理委員会に連なり、福井地裁判決へと流れ込み、今日、水戸地裁判決、札幌地裁判決へと脈々と受け継がれているように思えます。あの差止め判決を言い渡した井戸謙一元裁判長は現在、福島原発事故による小児甲状腺がん発症の賠償を求める訴訟の弁護団長を務めるなど、子どもたちの命と将来を守る活動に奮闘されています。

裁判長に申し上げます。本裁判は2012年6月に提訴して以来すでに10年、あまりにも長すぎます。7年前に有識者会合が「活断層であることを否定できない」との結論を下した直下の断層及び周辺の断層は、万が一の原発震災を懸念させます。能登を震源とする強い地震が頻発するなか、「一般人の常識」が志賀原発の廃炉による安全な暮らしを求めているのは必定です。今こそ、司法の独立性にかけて、一日も早い結審と廃炉を命じる判決を出してくださるよう切に求め、私の意見陳述といたします。